

# 兵庫県公報

令和4年9月13日 火曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則 (地域振興課) .....	1

## 公布された法令のあらまし

◎兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第42号）  
兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例附則ただし書の規定により、同条例のうち、ひょうごはじまり館に係る規定の施行期日を令和4年11月23日とすることとした。

## 規 則

兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。  
令和4年9月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第42号

#### 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則

兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例（令和3年兵庫県条例第15号）附則ただし書に規定する規則で定める日は、令和4年11月23日とする。